高齢者が安心して暮らせるまちへ

介護保険に関するお知らせ

問い合わせ　介護保険課　229-3149　FAX229-3334

令和５年度の介護保険料

介護保険料の納入通知書を発送

令和５年度の介護保険料は、７月中旬に納入通知書によりお知らせします。なお、65歳以上の人の介護保険料(年額)は、今年度の市民税課税状況や合計所得金額などにより、13段階となっています。詳しくは納入通知書、または津市ホームページなどでご確認ください。

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。

「特別徴収」の仮徴収額を調整

４・６・８月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、８月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図ります。「令和５年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の今年度８月の保険料額が、既に通知している額と異なる場合がありますが平準化によるものです。

「特別徴収」仮徴収額の調整例

例えば…

所得段階・保険料の年額が、以下に該当する人の場合

令和４年度
第6段階・9万2,960円

令和５年度
第8段階・11万6,200円

年　度	仮徴収			本徴収			第６段階年額
	４月	６月	８月	10月	12月	２月	
令和４年度	１万6,200円	１万6,200円	１万5,100円	１万5,260円	１万5,100円	１万5,100円	９万2,960円

年　度	仮徴収			本徴収			第８段階年額
	４月	６月	８月	10月	12月	２月	
令和５年度	１万5,100円	１万5,100円	**２万1,500円**	**２万1,500円**	**２万1,500円**	**２万1,500円**	11万6,200円

８月以降の保険料の計算は…

{年額11万6,200円－(４月分１万5,100円＋６月分１万5,100円)}÷４＝２万1,500円
※100円未満の端数がある場合、10月にまとめます。

普通徴収(納付書または口座振替)による納付

特別徴収の対象となる年金を受給していない人、または当該年金の受給額が年間18万円未満の人、当該年金を受給していても以下の事由に該当する人は、普通徴収になり納付書または口座振替により納付します。　※特別徴収の対象になる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金などで、基礎年金等の年間受給額18万円以上が条件になります。なお、老齢福祉年金は対象になりません。

事由例	備　考
・65歳になって間もない人 ・他市町村から津市へ転入して間もない人 ・特別徴収対象年金の受給が始まって間もない人	特別徴収対象の年金を受給してから、おおむね１年ほどで特別徴収に切り替わる見込みで、それまでは納付書での納付が必要です。なお、特別徴収が開始される前に別途お知らせします。
・介護保険料の減額変更や、基礎年金番号の変更などで前年度途中で年金天引きが停止となった人 ・年金受給権を担保に供している人 ・特別徴収対象年金が停止または一部停止(減額)された人	一時的に普通徴収になりますので、納付書での納付が必要です。なお、特別徴収が開始される前に別途お知らせします。